



# うちなー健康経営宣言

第 1425 号

令和 5 年 5 月 26 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

全てのお客様の安全を最優先とする宿泊業では、第一にスタッフが健康で業務に従事することが重要であり、スタッフの健康は不可欠。その上で、ホテル運営の安全が確保できると考え、日々の健康管理は特に重要視している。例えば、禁煙外来・健康診断時のオプション検査を積極的に勧め、スタッフの健康管理を推進している。

「健康経営宣言」の実施は、スタッフの健康管理意識を高め、末永く働けることになり、個人・会社の成長（自己実現と繁栄）につながる。その成長を地域社会への貢献につなげるため、健康管理に一生懸命に取り組む。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 食生活の改善に取り組む。
7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
8. 適正飲酒対策に取り組む。
9. 血圧管理に取り組む。
10. 感染症予防に取り組む。
11. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
12. メンタルヘルス対策に取り組む。
13. 治療と仕事の両立支援に取り組む。